
論 文

知的財産権に関するリバタリアンの議論

Libertarians on Intellectual Property Rights

森村 進

- I 序
- II 知的財産権を支持するリバタリアン
- III 知的財産権に反対するリバタリアン
- IV 結論

I 序

本稿の目的は、リバタリアニズムが知的財産権 (Intellectual Property, 以下本文では「IP」と略す。引用文中の「知的財産権」も一々断らず「IP」に変えた。なお私は「知的財産権」と「知的財産」を区別しない。なぜなら知的財産の場合、財産とはその権利にほかならないから) の制度を支持するかどうかを、英語圏のリバタリアンによる賛否の議論を通じて検討することである。IPは、それをどう評価するのであれ現代社会で極めて重要な制度だが、本稿はリバタリアンのIP論だけを取り上げる。その結果として、IPは人格の発露あるいは人格実現の基盤として必要だとするヘーゲル風的人格理論や、IPは政治的・文化的に望ましい社会をはぐくむように設計されるべきだとする社会計画理論 (IPへのこの二つのアプローチについてはFischer, 2001を参照) は取り上げられない。というのは、私はかつて著作権について一般論を述べ、日本の著作権法を検討したことがあるが (森村, 1995, 第5章)、IP全体への賛否の議論を取り上げるのでは題材が広すぎて

私の手に余るので、自分が特に関心を持っており、しかも議論をフォローしているリバタリアニズムあるいはそれに近い立場だけに焦点を当てるからである。また〈リバタリアニズムは私有財産を神聖化するから、それは強力なIPの保護も主張するはずだ〉とか〈ロック＝ノージック的自然権リバタリアニズムは必ずIP正当化の議論を提供する〉とかいった誤解が、特にリバタリアニズムへの深い理解を持たない人々の間で広まっているので、それを斥けたいという目的も本稿にはある。

IPにはいくつかの種類があるが、中でも特許権 (patent) と著作権 (copyright) が念頭に置かれていることが多いので、本稿もその例にならう。

なお商標 (trademark) も無体財産権に含まれるが、これについて簡単に述べておくと、リバタリアニズムの発想では商品標識が法的に保護されないとしても、人を誤らせる商品標識は消費者に対する詐欺という不法行為と考えることができるから、それによって損害を受けた消費者は不当表示者に対して賠償なり契約の取り消しなりを要求できるはずである。ただしそのことは、被害を受けた消費者以外の第三者 (本来の商品標識を持つ者を含む) に権利を与えるものではないから、商標をIPとして認めることにはならない (Kinsella, 2001, p. 43. またボルドリン / レヴァイン, 2010, 13ページと368ページも参照)。たとえば国家が「偽ブランド」をブランド・イメージの保持という目的で社会から排除しようとして、消費者がそれを承知の上で購入することまで禁止するのは、リバタリアニズムからは正当化できない。

それから著作権の中でも氏名表示権とか同一性保持権といった「著作者人格権」 (moral rights) がどれだけリバタリアニズムによって説明できるかも議論の余地があるが、本稿でいう著作権はそれを除いた狭義の著作権である。というのは、私は残念ながら著作者人格権について論じているリバタリアンを自分以外に知らないからである。(私は森村, 1995, 178-83ページでこのトピックに触れて以来見解が変わっていないので、本稿では繰り返さない。)

II 知的財産権を支持するリバタリアン

1 自然権としての知的財産権

ヴィクトリア時代のリバタリアン＝古典的自由主義者だったハーバート・スペンサーは〈万人の同様な自由だけによって制限される、各人が自分の能力を行使する自由〉という、道徳の「第一原理」に基づく倫理学体系を構築した。スペンサーは人が自分の知的能力の行使によって行った創作や発明から生ずる利益を私有財産として要求することはこの原理に合致している、として IP を支持し、IP も有体物の財産権と同じように正当だと主張した。彼によれば海賊版の書物の出版社は正当な著作権者の利益を奪っているのであり、著作権は批判者の言うような悪い意味での「独占」ではないのである。大部分の人々が有体の財産を尊重しながら IP を軽視することは道徳感覚の鈍さを示すものだ、と彼は嘆いた。またスペンサーは副次的ではあるが、II 2 で述べるようなインセンティブ論からも IP を擁護した。(Spencer, 1851, ch. XI “The Right of Property in Ideas”; Spencer, 1978, part IV, ch. 13 “The Right of Incorporeal Property”)

20世紀後半には、「客観主義 (Objectivism)」と自称する独自の哲学理論からリバタリアニズムを提唱して多くの信奉者を持った小説家・哲学者のアイン・ランドも労働所有論に基づいて特許権と著作権を擁護した。彼女は言う。

特許権と著作権はすべての財産権の基礎、つまり自らの産物への権利を法的に現実化したものである。

…… [生産された観念を体現している] 対象の無許可の複製を禁止することによって、法は〈肉体労働あるいはコピー作りはその対象の価値の源泉ではない。その価値はその観念の創造者によって作り出したものであり、創造者の同意なしに利用されてはならない〉ということを実際上宣言する。法はかくし

て、精神が存在させたものに対するその精神の財産権を確立しているのである。……政府は特許権や著作権を贈り物とか特権とか恩恵として「授与」するのではない。政府はそれを単に**確保**するだけである。(Rand, 1967, pp. 130-1. 強調は原文。またこの議論に後述のインセンティブ論を加味したリバタリアン経済学者の議論として、Reisman, 1990, pp. 388-9 がある。)

スペンサーもランドも、〈創作や発明は他の人々の富を奪うわけではなくて、社会の中にそれまで存在しなかった価値を新しく作り出す〉という点を強調した。〈価値を作り出した人はその価値に対する財産権を持つ〉というこの議論は一見ロック的労働所有論の自然な帰結のように見えるので、リバタリアニズムへの賛否にかかわらず、リバタリアンはこの論拠によって IP を支持すると考える人は少なくない (例: Alexander and Penalver, 2012, ch. 9)。

ただしロック自身がそのような IP 擁護論に賛成したかどうかは大変疑問である。ロックの晩年、1690年代の時代のイギリスにはすでに著作権の制度が存在していて、彼はその制度の改革について友人の政治家に手紙を書いているが、そこでは自然権論に訴えかけていない。むしろロック所有論の一部をなす〈労働による財の専有にあたっては、他の人々に十分なものを残さねばならない〉という、いわゆる「ロック的但し書き」あるいは「充分性の制約」は IP に対する制限論を提供するように思われる (詳しくは森村, 1997, 第6章「ロック的著作権論」を見よ。また Drahos, 1996, ch. 3 も参照)。

オーストリア学派の経済学者で経済学理論と自然権論に基づいてリバタリアニズム政治思想の体系化と普及に努めたマレイ・ロスバードはスペンサーやランドから大きな影響を受けたが、彼らと違って、特許という制度は国家によって与えられる特権的な排他的独占だから自由市場では存在する余地がないとした。しかしロスバードはその一方で、〈著作権は著作者 (ここでは発明者も含む) とその著作・製造物の買い手との間の契約に基づくコモノロ

一上の権利として作り出すことができるから、特許権と性質が異なる」と論じて著作権を擁護した。たとえばすぐれたネズミ捕りを発明したブラウン氏は、その方法のネズミ捕りを複製しないという明示的な条件の下にネズミ捕りを売ることができる、と言うのである（ロスバード、2003、145-6 ページ。ロスバード、2001、下巻第10章7「特許権と著作権」も見よ）。しかしこの議論に対しては、〈契約が拘束するのは契約当事者だけであって、原則としてそれ以外の第三者まで拘束することはできないから、買い手以外の人が複製を作る自由まで制限することはできない〉という反論ができる（ノージック、1985、222-3 ページ）。

2 インセンティブ論

自然権として IP を擁護する議論は当然一般的に自然権論を前提としているわけだが、すべてのリバタリアンが自然権論者であるわけではない。IP がもたらす創作・発明へのインセンティブを理由として IP を擁護するリバタリアンも多い。

オーストリア経済学を代表するルードヴィッヒ・フォン・ミーゼスは断固たる自由市場主義者で、政府の多くの活動に対して批判的だったが、著作権の制度には限定的ながら賛意を示した。彼は主著『ヒューマン・アクション』の中の「知的創造の外部経済」と題された短い項目で次のように言っている。——知的な生産が与えるサービスは無尽蔵だから外部経済を生みだす。それは私有財産制度が生まれた時に考慮されていなかったが、この事態には欠点もある。確かに、発明家や著作者は昔のように IP が無い社会でも企業家として先行者の利益を持てる。それにそもそも創造的な天才は創造自体を楽しみとするから、知的創造への動機が欠けていない。また二流の作家や作曲家の作品が無いと人類にとって大損害かどうかを考える必要もない。

しかし、次の世代を担う人々に知識を伝え、行為者一人一人に計画の実現に必要なだけの知識を身につけさせるためには、教科書、マニュアル、ハンドブック、その他ノンフィクションの作品が必要なことは明白である。誰でも自由にそのような出版物を複製できるならば、そのような著作をする骨の折れる仕事をする仕事には誰も手をつけようとしまいであろう。このことは、科学技術的発明や発見の分野でなお一層明白である。そのような成果を挙げるための大規模な実験には、しばしば非常な費用がかかる。発明家や、その実験にかかる費用を負担する人々にとって、得た結果が外部経済のみであったならば、科学技術的発達は恐らく非常に遅れることであろう。(ミーゼス, 1991, 668-9 ページ)。

ミーゼスはこのようにして IP の成立を説明した。オーストリア経済学のもう一人の大家であるハイエクも、遺著『致命的な思い上がり』の中でおおむね同じ趣旨に帰することを書いている。——「法によって強要された希少性が、人間の創造的な過程を刺激するもっとも有効な方法であるというのは自明ではない。」しかし百科事典や辞書や教科書は、それがなければ生産は不可能だから、それについては著作権が必要だろう。特許はむしろ排他的使用権がえられる問題だけに研究努力を集中させるおそれがある。(ハイエク, 2009, 49-50ページ)

しかし IP について論ずる経済学者の中には、それが知的創造へのインセンティブを与えるだろうという理由から、もっと積極的に IP を認める人が多い。IP がなくて誰もが模倣できるとなったら、創作や発明をしようという人はほとんどいないだろう、というのである。ただし IP が権利者以外の人々の自由や利用を制約することは否定できないので、両者の利害得失をトレードオフして、社会的に最善の制度を求めべきだ、というのが彼らの主張である。特に科学的・技術的な発明は芸術的な創作と違って、複数の人物が前後に独立して同一のアイデアに到達する可能性が大きいので、特許権は著作権よりも期間が短くなければならないと言われる。

具体的には、彼らは今日のアメリカの IP 制度は権利者の権利を強化しすぎると判断する傾向があつて、それ以上の保護強化には反対するのが普通である。たとえば政治的には古典的自由主義者あるいはリバタリアンである経済学者のジェイムズ・ブキャナン、ロナルド・コース、ミルトン・フリードマンは、個人の著作権を死後50年間から死後70年間に、法人の著作権を95年間に、それぞれ延長する1998年の Copyright Term Extension Act に反対する意見書を裁判所に提出した (Steelman, 2008)。しかし彼らも IP の存在自体には賛成している。

法の経済分析の専門家も IP について同様に考えるのが普通なようだ。リバタリアンではないが、その傾向を持っている学者判事リチャード・ポズナーだけでなく、アナルコ・キャピタリストのデイヴィッド・フリードマンのように誰が見ても明らかリバタリアンもこの立場をとっている。そして法の経済分析の実践者ではないがコモンロー尊重の古典的自由主義の法学者であるリチャード・エプSTEINも同様である (Landes and Posner, 2003; Epstein, 2008, ch. 12; Friedman, ch. 11)。

なおこの立場は「功利主義」的な IP 擁護論と呼ばれることが多いが、私は「インセンティブ論」と呼ぶ。なぜなら功利主義とは最大多数の幸福＝効用を実現しようとする帰結主義の一バージョンと理解できるが、論者の多くは効用の個人間比較可能性について懐疑的なため、その意味での功利主義者ではなく、最大幸福の代わりに「富の最大化」をめざすか、あるいはもっと漠然とした効率性観念を前提しているにすぎない一方で、IP を知的生産へのインセンティブとして正当化する点では共通だからである。(実際、インセンティブ論に賛成する人の中には、功績の考慮から、権利者の利益にそれ以外の人々の利益以上の重みを与える人が多いのではないと思われる。そのことは経済学者の議論よりも IP 強化論の一般的レトリックから感じられる。)

このタイプの議論にまつわる難点は、功利主義や「富の最大化」という目的には反論の余地が大きいという倫理学的問題以上に、IPが本当に知的活動へのインセンティブとして社会のために役立つことを示す明確な証拠がない、という事実である。この問題について、法と経済学の専門家スティーヴン・シャベル（彼自身はリバタリアンではない）の態度は典型的である。

IPの存在が社会にとってよりよい帰結をもたらすかどうかは、次の点にかかっている。すなわち、「情報開発を促進するという利点が、財産権者が高い価格をつけることによって情報を具現化した財の生産が減少するという欠点を上回るかどうか」という点である。……

現実には、情報の創造者は財産権がなくてもしばしば正の利潤を得られるため、財産権がなくても情報を生産するインセンティブが存在する。そのため、IPが社会にとって望ましいかという問題の答えは曖昧なものとなる。けれども、経済学者は、少なくとも一般論としては、財産権がもたらす情報生産のインセンティブの増加は、その欠点を上回ると主張する傾向にあり、それには一定の合理性があるであろう。（シャベル、2010、165ページ）

シャベルのこの回答は、経済学者の信念に経験的データの根拠がないことを白状するようなもので、読者に信頼感を与えてくれるものではない。私にとってIPを擁護する経済学者の態度は楽観的すぎると感じられる。実際には逆にIP制度は経済的に有害だという反論を次の節で紹介しよう。

Ⅲ 無体財産権に反対するリバタリアン

1 知的財産権はむしろ自由と財産権を制限する

IPに反対するリバタリアンの議論は、賛成論に対する反論という形をとることが多い。そこで本節では、前節で紹介した議論への反論を見ることになる。第一に、IPが自然権だという議論へのリバタリアンの反論は、IPは有体物への財産権と違ってその対象が物理的に有限でなくいくらでも拡大さ

れる、というものである。トマス・ジェファースンは1813年にある発明家に答えた手紙の中でこの点を雄弁に述べた。

もし自然が、ある物をそれ以外のすべての物よりも排他的財産にふさわしくないものとしたとすれば、それは思考力の行為で、観念と呼ばれるものである。個人は観念を自分だけにとどめておく限りは排他的にそれを保有できるが、それが公開されると万人の保有するところになり、受け手がそれを取り上げられることはない。またそれに固有の特徴は、他の誰もがその全体を保有するからといって誰の保有分も少なくなるわけではない、ということである。私からある観念を受け取る人は、私の観念を少なくすることなしに私から知識を得る。観念は人間の道徳的な相互の教育のために、また状況の改善のために、地球上で自由に相互に行きかうべきである。このことは自然が特別に好意的に意図したところだと思われる。……すると発明は性質上、財産の対象たりえない。(森村, 2003, 391-2 ページに引用)

ジェファースンはこれに続いて、「効用を生みだすかもしれない観念を人々が追求するように奨励するために、社会は観念から生ずる利益への排他的な権利を求めるかもしれない」が、それは義務ではないし、いかなる観念にその特許権を認めるかも一概には決められない、と書いた。つまりジェファースンはインセンティブ論による IP は正当化できるが、自然権論による正当化はそうでない、と考えたのである。

スペンサーやランドが強調したように、確かに創作者や発明者はそれまで存在しなかった価値を作り出すと言える。しかし価値創造はそれ以外にも日常生活の中で行われている。人々は日々の活動やコミュニケーションの中でさまざまなタイプの利益を相互に知らず知らずのうちに与えあっている。たとえば知識を与えたり、見て快い外見や行動で周囲の人々に喜びを与えたりするが、それだからといって自分が与えた利益について権利を要求することはない。その理由は、そのような要求は他人の自由な行動への制約になるか

らである。実際、無形の観念や情報について財産権を認めることは、権利者以外の人々が自分の身体や財産を使ってそれらの観念や情報を利用することを禁ずることを意味するのだから、IP はリバタリアンが尊重する有体の財産権への制限になってしまう。不動産や動産への財産権も（おそらく債権も）IP も、すべて「財産（property）」という名前を共有しているが、その名称に騙されてはならない。IP はそれ以外の財産権とは性質が異なり、むしろ自然権的私有財産に対する制約なのである。

ロック的労働所有論が〈労働による価値の創造〉という観念に訴えかけたことには説得力がある。だがその説得力は、労働が投入されて価値を持つようになる対象が未開拓地や天然資源のような、道徳的観点からは無主物（あるいはそれに近いもの）か自分自身の財産だからであり、他の人々の所有物の価値を高めたからといって、その物に対する労働者の権原が生ずるわけではない。

リバタリアン哲学者のロング（Roderick Long）は言う。

倫理的には、いかなる種類の財産権も、個人が自分自身の生をコントロールする権利の延長として正当化されねばならない。だからこの道徳的基礎と衝突するような財産権と言われるものは、いかなるものであっても——奴隷を所有する「権利」と同様——無効である。私の判断では、IP もまたこの資格を満たさない。著作権法等の執行は、人々が自分の保持する情報を平穩に利用することを妨げる。もしあなたがその情報を正統に（たとえば本を買うことによって）得たならば、あなたがそれを使ったり複製したり交換したりすることをいかなる根拠によって妨げられるだろうか？ これは言論と出版の自由の侵害ではないか？

情報を作り出した人物はそれについての所有権に値する、と反論されるかもしれない。だが情報は個人が支配できる具体的な事物ではない。それは普遍的なもので、他の人々の精神と他の人々の財産の中に存在する。そしてそれらについては、情報を作り出した人は何ら正当な支配権を持たない。他の人々を所有

することなしに情報を所有することはできないのである。(Steelman, 2008からの孫引き)

以上の議論にさらにつけ加えて言えば、IP は経済的自由と財産権への制約であるだけでなく、表現の自由への制約でもある。それは権利者の支配する表現を再利用する自由を制限するからである。リバタリアン以外の人々にも訴えかける力が強いこの論点には以下のインセンティブ論批判の中でまた触れる。

それにデイヴィッド・ヒュームがつとに『道徳原理の探究』(1751年)の第3章冒頭で指摘したように、財が希少であるからこそ、その財の支配権に関する争いを解決するために財産権というルールが必要になる。誰もが実質上無限に利用できる空気や海の水について財産権を設定する理由はない。人が手を伸ばしさえすれば価値あるものが手にはいるならば、それについて所有権を考える必要もないだろう。観念も秘匿されずに一たび明らかにされたならば、ジェファーソンが言うようにもはや希少ではないから、それを元来の創始者だけに支配させる必要はない。そうすることは、権利者に有体物への財産権とは性質が違う特権を与えることになる (Kinsella, 2001, pp. 19-25を見よ)。IP の付与がインセンティブ論を理由に正当化できるとしても、自然権論による正当化は無理である。(なおロックの労働所有論はヒュームが指摘した〈資源の希少性〉という発想を取り入れてはいないが、それと調和させることは可能だと私は考える。森村, 1997, 185-6 ページを見よ。)

2 インセンティブ論への疑問

第Ⅲ節の最後にすでに指摘したように、法の経済分析の文献の中で通常目にするインセンティブ論による IP 正当化は難点を抱えている。それはつまり、インセンティブ論にはある程度の直観的な説得力はあっても経験的な証

抛が欠けている、ということである。ミーゼスのように著作権がなければ将来への知識の伝達ができなくなるという発想は、インターネット上に無料で手にはいる（玉石混交とはいえ）膨大な情報が存在することを考えると、杞憂だったのではないかと思える。

むしろ最近では、IP という制度がなくても知的な創造や発見は立派になされてきたし、IP は逆に知的創造を妨げてしまうと主張する研究者が出てきた。その典型がミケーレ・ボルドリンとデイヴィッド・K・レヴァインの共著『〈反〉知的独占』で、著者たちはそこで歴史と現状からさまざまな例をあげてインセンティブ論の反証を行う。たとえばファッションデザインの世界では事実上特許権を取得できないが、それでも莫大なイノベーションが進んでいる一方、現実を取得されている特許の大部分はつまらないもので、IP 訴訟を生みだすだけの社会的損失の原因だというのである。そして著者たちは――

IP は有害である。それがもたらすはずのよい効果は、理論的にも怪しげであり、実証的な裏付けは皆無である。一方、それが新規の創作や発明を阻害し抑圧するという弊害は明らかである。IP を擁護する議論はすべて、かつて保護貿易を正当化する議論がそうだったように、既得権者が自分の利益を守るために思いついた我田引水のこじつけにすぎない。だから今後、世界はIP の全面廃止に向けて進まなくてはならない。それは、自由貿易の推進と同じくらい、すさまじい便益を人類にもたらすはずである。（ボルドリン／レヴァイン、2010、387ページの「訳者あとがき」における要約）

という結論に達している。ボルドリンとレヴァインはリバタリアンというわけではないが、IP に否定的あるいは懐疑的なリバタリアンはこの本を反IP 論の武器庫として利用している（Steelman, 2008; Huebert, 2010, ch. 10）。

私はIP 研究者間で本書がどのように評価されているのかよく知らないが、少なくともそれが通説になっているとはいえない。おそらくIP の現状に慣

れきった研究者（実務家や公務員はむろんのこと）は、この本の主張を真に受けられないのだろう。また多くの人々は、実定 IP 法をそれが実定法というだけで尊重すべしと考えている保守主義者なのかもしれない。この本の「訳者あとがき」を読む限り、訳者も著者たちの主張に半信半疑のようである。しかし本書が公刊された現在、証明責任は IP の社会的効用を主張する側にあると考えるべきではなかろうか。

IP を一概には否定しないが現状以上の強化には反対する論者を含めて、IP 懐疑論者が好んで引き合いに出す例はシェイクスピアである。シェイクスピアは IP が全く存在しない時代に活躍した。彼の作品は何ら著作権法によって保護されなかったが、そのことは彼が生産的な劇作家として成功する妨げにはならなかった。それどころか、もし現代のような著作権法が存在したら、シェイクスピアは執筆にあたって実際よりも大いに苦労しただろう。なぜなら彼は先行する物語や翻訳や戯曲からたくさんの剽窃（と今なら言われるようなこと）を行ったからである。つまりシェイクスピアの文学は今日のような著作権法の不存在にもかかわらず、ではなしに、不存在のおかげで可能になったのである（Landes and Posner, 2003, pp. 58-61, 66-7; Huebert, 2010, pp. 209-10）。大部分の創造や発明は無から生まれるのではなく、他の人々が作り出した作品や観念を発展させたり改良したり引用したり組み合わせたりすることを不可欠の要素として含んでいる。IP の強化はそのような創造と発明を妨げるから、知的創造へのインセンティブをむしろ弱めかねない。もし H・G・ウェルズが「タイム・マシン」という言葉や観念に対する IP を持っていたら、現代の小説、特に SF は実際よりもはるかに貧しいものになってしまっただろう。

もっともシェイクスピアのようにたくさんの観客を集められる劇作家として成功できる人はごく少数で、少なくない芸術家は原稿料をあてにして創作を行うのかもしれない。また一口に著作者といっても、大衆作家は著作権に

よって保護された印税がなければ執筆しないかもしれないが、詩人や多くの研究者は、著作権がなくても創造意欲や学問的探究心や自己実現の欲求によって創造活動を続けるだろう。同じようなことが特許についても言える。特許権があるから新薬開発に金をかける製薬会社もあるだろうが、そんな制度がなくてもイノベーションに突き進む企業家も多いだろう。IPが特許トロールのような独自の弊害を生み出すということも事実だが、それも領域によって程度が違うだろう。

だからIPが社会にとって利益をもたらすか、それとも有害か、あるいは毒にも薬にもならないかは、一概に決められる問題ではなく、制度や業界ごとに考慮されるべき問題なのかもしれない。しかしたとえば著作権が死後50年あるいはそれ以上も存続するという現状はとうてい正当化できない。なぜなら著作者が自分の死後50年までの遺族の印税収入を期待して著作を行うとは創造しにくく、そのような権利は著作者本人でもない遺族に著作への過大な支配権を与えてしまうからである。そう考えると、2016年2月、日本が環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に署名した結果として著作権保護期間が日本でも死後70年に延長されそうになっていることは嘆かわしい限りである。

IV 結論

私は本稿でリバタリアンがIPを支持あるいは批判する論拠を検討し、その結果支持論の論拠の方は薄弱だという評価に達した。支持論の最強の論拠は、IPは知的創造へのインセンティブを与えるというものだが、はたしてどの程度与えるのか、またその制度に伴う弊害を補いに足るものかは問題が残る。しかしどの立場をとるにせよ、現代のIP制度が不当なまでの権利を権利者に与えているという判断に至るだろう。『リバタリアニズム百科事典』という英語の本のIPに関する項目の最後の文章は、本稿の結びとしてもふ

さわしい。

ほとんどすべてのリバタリアンはIPの現行システムはあまりに厳格であり自由化されるべきだと信じている。われわれがこのシステムの解体に向かってどこまで、またいかなる理由から進むべきか、それは真に議論の余地のある問題である。(Steelman, 2008)

文献

- (邦訳書の角かっこ内の数字は原書の刊行年)
- シャベル、ステーヴン (2010) [2004] 『法と経済学』 田中亘・飯田高訳、日本経済新聞出版社
- ノージック、ロバート (1985, 1989) [1974] 『アナーキー・国家・ユートピア (上・下)』 嶋津格訳、木鐸社
- ハイエク、フリードリヒ (2009) [1989] 『致命的な思い上がり』 渡辺幹雄訳、春秋社
- ミーゼス、ルードヴィッヒ・フォン (1991) [1966] 『ヒューマン・アクション』 村田稔雄訳、春秋社
- ボルドリン、ミケーレ/レヴァイン、デイヴィッド (2010) [2008] 『〈反〉知的独占』 山形浩生・守岡桜訳、NTT出版
- 森村進 (1995) 『財産権の理論』 弘文堂
- 森村進 (1997) 『ロック所有論の再生』 有斐閣
- 森村進 (2013) 『リバタリアンはこう考える』 信山社
- ロスバード、マレイ (2001) [1962] 『人間、経済及び国家』 (全2巻) 吉田靖彦訳、青山社
- ロスバード、マレイ (2003) [1982] 『自由の倫理学』 森村進・森村たまき・鳥澤円訳、勁草書房
- Alexander, Gregory S. and Eduardo M. Penalver (2012) *An Introduction to Property Theory*, Cambridge University Press.
- Drahos, Peter (2006) *A Philosophy of Intellectual Property*, Dartmouth.
- Epstein, Richard A. (2008) *Supreme Neglect: How to Revive Constitutional Protection for Private Property*, Oxford University Press.
- Fischer, William (2001) "Theories of Intellectual Property", in Stephen R. Munzer (ed.), *New Essays in the Legal and Political Theory of Property*,

- Cambridge University Press.
- Friedman, David D. (2000) *Law's Order*, Princeton University Press. ch. 11.
- Huebert, Jacob H. (2010) *Libertarianism Today*, Praeger,
- Kinsella, N. Stephen (2001) "Against Intellectual Property", *Journal of Libertarian Studies*, Vol. 15, no. 2: 1-53.
- Landes, William M. and Richard A. Posner (2003) *The Economic Structure of Intellectual Property Law*, Harvard University Press.
- Rand, Ayn (1967) *Capitalism: The Unknown Ideal*, Signet.
- Reisman, George (1990) *Capitalism*, Jameson Books.
- Spencer, Herbert (1851) *Social Statics*.
- Spencer, Herbert (1978) [1897] *Principles of Ethics*, 2 vols., Liberty Fund.
- Steelman, Aaron (2008) *The Encyclopedia of Libertarianism*, Sage の項目 "Intellectual Property".